目論見書補完書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

当ファンドのお取引にあたっては、「投資信託説明書（交付目論見書）」（以下、「目論見書」といいます。）および本目論見書補完書面の記載情報を十分にご確認いただき、ご理解のうえで、お申込みください。

＊当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

１．「預金等との誤認防止」等に関する確認事項

（１）投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
（２）投資信託は、預金ではなく、元本の保証はされていません。
（３）投資信託の運用による損益は、投資信託を購入したお客さまに帰属します。
（４）投資信託の取扱いは当金庫が行っていますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
（５）投資信託の申込みの有無は、当金庫との他の取引（融資等）に影響を与えるものではありません。

２．ファンドの目的・特色

目論見書の「ファンドの目的・特色」＜ファンドの特色＞をご確認ください。

３．投資リスク

目論見書の「投資リスク」をご確認ください。

４．運用実績

目論見書の「運用実績」をご確認ください。

作成日：2025 年 10 月 20 日

５．お申込みメモ

目論見書の「お申込みメモ」をご確認ください。
また、販売会社が定める項目については、次の取扱いとさせていただきます。

<table>
<tr><th></th><th>項目</th><th colspan="3">店 頭</th><th>インターネットバンキング</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">購 入 単 位</td><td>株式投資信託</td><td colspan="2">口数指定（1 万円以上1 口単位）
金額指定（1 万円以上1 円単位）</td><td rowspan="3">金額指定（1 万円以上1 円単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公社債投資信託</td><td>一般コース</td><td>口数指定（1 万口以上1 万口単位）</td></tr>
<tr><td>累投コース</td><td>金額指定（1 万円以上1 円単位）</td></tr>
<tr><td colspan="4">定時定額買付の場合は、金額指定（1 千円以上1 千円単位）となります。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>購 入 代 金</td><td colspan="3">お申込時にお預かりします。</td><td>各営業日の 9 時から12 時59 分（13 時前）までに受付したお申込みは、指定預金口座から即時のお引落しとなります。
それ以外の時間帯および土・日・祝日・12月31日に受付したお申込みは、次に到来する営業日午前 9 時のお引落しとなります。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>換 金 単 位</td><td colspan="3">口数指定・金額指定・全部解約
＊公社債投資信託の「一般コース」については、口数指定（1 万口以上1 万口単位）または全部解約となります。</td><td>口数指定・金額指定・全部解約</td></tr>
<tr><td>4</td><td>換 金 代 金</td><td colspan="3">目論見書の「手続・手数料等」＜お申込みメモ＞に記載する支払開始日以降にお支払します。</td><td>目論見書の「手続・手数料等」＜お申込みメモ＞に記載する支払開始日以降にお客さまの指定預金口座に入金します。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>申込締切時間</td><td colspan="3">各営業日の午後 2 時までに事務手続きが完了したものは、当日を発注日（処理日）とします。なお、午後 2 時を過ぎた場合は、翌営業日が発注日（処理日）となります。</td><td>各営業日の 0 時から 12 時59 分（13 時 前）までにお申込みが完了したものは、当日を発注日（処理日）とします。
それ以外の時間帯および土・日・祝日・12 月31 日に受付したお申込みは、翌営業日が発注日（処理日）となります。</td></tr>
</table>

作成日：2025 年 10 月 20 日

６．費用・税金

投資信託をご購入いただいた場合、購入時手数料のほか、運用管理費用（信託報酬）や、投資信託の種類に応じた信託財産留保額、その他費用等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料等の詳細については、目論見書の「ファンドの費用・税金」をご確認ください。

購入時手数料は、購入金額に購入時手数料率（税込）を乗じた額となります。販売会社が定める購入時手数料率については、下記の「ファンド情報」をご確認ください。

・金額指定申込みの場合
お支払金額（受渡金額）から購入時手数料を差し引きますので、お支払金額全額が、当該投資信託の購入金額となるものではありません。

・口数指定申込みの場合
投資信託の購入金額に対して、外枠で購入時手数料をお支払いいただきますので、購入金額と購入時手数料を合計した金額がお支払金額（受渡金額）となります。

「ファンド情報」URL
https://www.wam.abic.co.jp/ap02/listsellfund.do?_com_id_company=C642972&_com_id_product=1

７．当金庫の概要

（１） 登録金融機関業務の内容および方法の概要

当金庫が行う有価証券関連業は、主に金融商品取引法第 33 条第 2 項各号に規定する行為であり、当金庫は当ファンドの販売会社として募集の取扱いおよび販売等に関する業務を行います。

（２） 取引態様

当金庫がお客さまより注文を受けた場合の取引態様の区分は、すべて「委託」となります。

商号	東海労働金庫
金融商品取引業者等登録番号	登録金融機関　東海財務局長（登金）第 70 号
本店所在地	〒460－0007 愛知県名古屋市中区新栄一丁目 7 番 12 号
加入協会	金融商品取引業協会に加入していません。
認定投資者保護団体	加入している団体および対象事業者となっている団体はありません。
出資金	53 億円
設立年月日	昭和 27 年 10 月 24 日
連絡先	お取引店にご連絡ください。 （受付時間：平日 9 時～17 時）

作成日：2025 年 10 月 20 日

８．苦情処理措置および紛争解決措置

（１） 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談･苦情等は、お取引店または下記の窓口のフリーダイヤルをご利用ください。

	名　称	連 絡 先	受 付 時 間
窓　口	東海ろうきんお客さまセンター	0120－226616	平日 9 時～17 時
	一般社団法人　全国労働金庫協会ろうきん相談所	0120－177288	

なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ（https://tokai.rokin.or.jp/）をご覧ください。

（２） 紛争解決措置

当金庫は、東京三弁護士会の仲裁センターを利用することにより金融商品取引業等業務関連の紛争の解決を図ります。仲裁センターに解決を相談する場合には、上記の窓口にお申し出いただくか、直接お申し出ください。

	名　称	連 絡 先	受 付 時 間
仲　裁 センター	愛知県弁護士会紛争解決センター	052－203－1777	＊当金庫ホームページに詳細を記載しています。
	愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター	0564－54－9449	
	東京弁護士会紛争解決センター	03－3581－0031	
	第一東京弁護士会仲裁センター	03－3595－8588	
	第二東京弁護士会仲裁センター	03－3581－2249	

なお、上記の仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけるよう次の方法を用意しています。

①	現地調停	お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を利用して、共同で事案の解決を図ります。
②	移管調停	当該地域の弁護士会の仲裁センター等に問題を移管し、解決を図ります。

＊ 現地調停や移管調停はすべての弁護士会で実施しているわけではありませんので、ご注意ください。詳細は、上記の仲裁センターもしくは窓口にお問い合わせください。

東海労働金庫

作成日：2025 年 10 月 20 日